



明るい選挙

平成20年4月(No.20)

発行 小郡市明るい選挙推進協議会
(小郡市選挙管理委員会内)

ルールを守って明るい選挙

選挙が公正に行われるよう、選挙運動には一定のルールがあります。

選挙運動の期間

選挙運動は、原則として立候補の届出が受理されたときから投票日の前日までの間しか行うことはできません。

従って、立候補届出前のすべての選挙運動は「事前運動」として禁止されています。

選挙の種類	選挙運動期間
衆議院議員選挙	12日間
参議院議員選挙	17日間
県知事選挙	17日間
県議会議員選挙	9日間
市長・市議会議員選挙	7日間

戸別訪問の禁止

選挙人の家(会社、工場等も含む)を訪ねて、投票を依頼したり、投票を得させないように依頼することは、「戸別訪問」として禁止されています。また、選挙運動のため、演説会や演説があることを個別に告知することなども「戸別訪問」として禁止されます。

飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、湯茶といわゆるお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています。従って、選挙事務所開きに酒、ビールを提供することは違反となります。候補者側から有権者への提供だけでなく、陣中見舞いとして有権者が候補者へ贈ることも違反です。ただし、個人が陣中見舞いとして現金を届けることはできます。



自由にできる選挙運動

幕間演説・・・映画・演劇等の幕間、青年団・婦人会等の集会や、会社・工場等の休憩時間にそこに集まっている人を対象にして、選挙運動のための演説をすることです。

個々面接・・・デパート、電車、バスの中あるいは道路等でたまたま知人等に会ったときなどに、その機会を利用して選挙運動をすることです。

電話による選挙運動・・・だれでも自由に行えます。

寄附の禁止

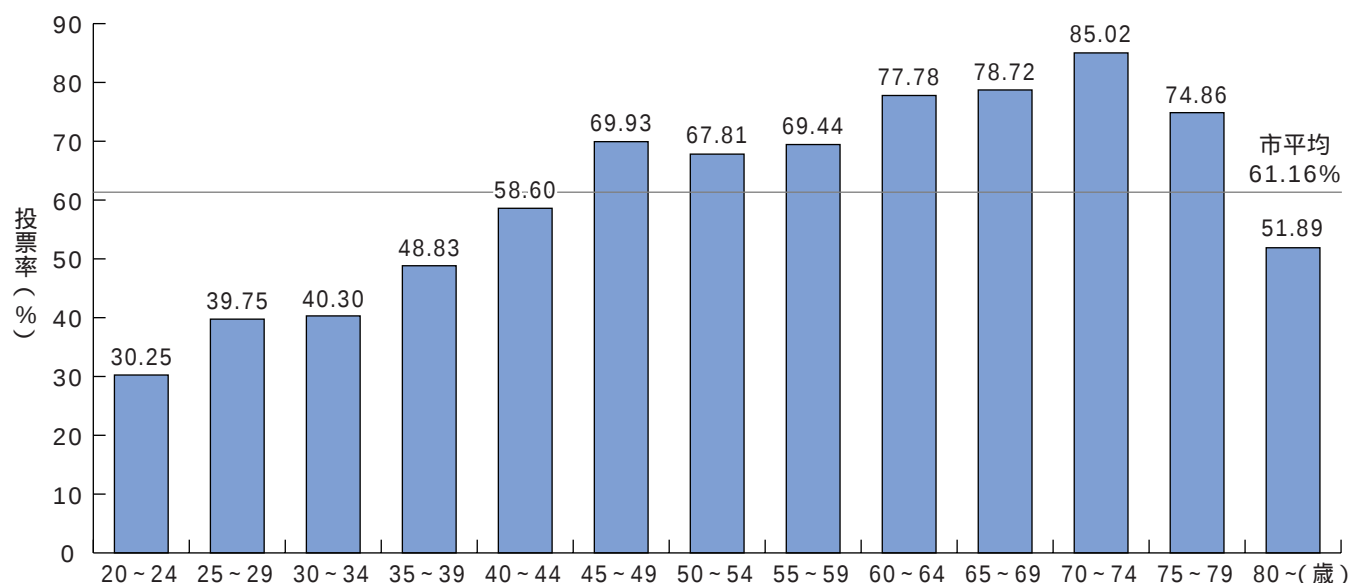
政治家や候補者などは、選挙の有無に係わらず、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義でする場合も寄附をすることは禁止されています。

また、会費、賛助金等の名目であっても、実質的に寄附と同様であれば、禁止される寄附と見なされます。有権者も、政治家や候補者などに、寄附を勧誘したり、要求したりすると法律違反になります。

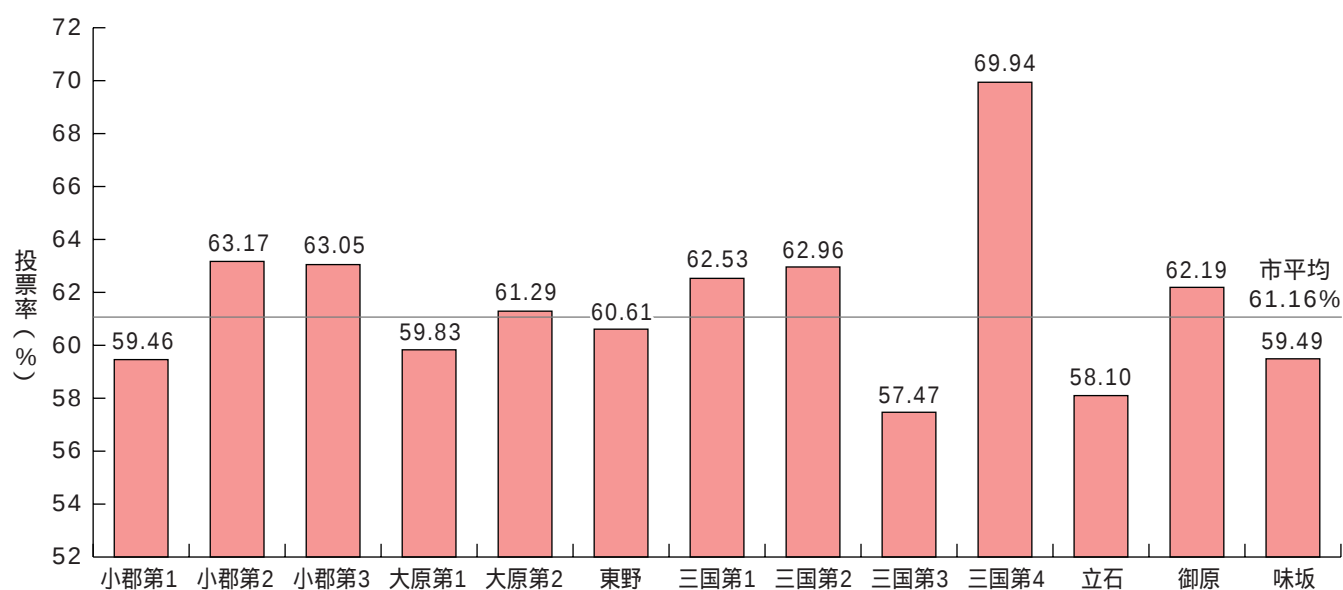


平成19年7月29日執行参議院議員通常選挙(選挙区)年齢階層別投票率

小郡市の標準的な投票率を示している投票区の例



平成19年7月29日執行参議院議員通常選挙(選挙区)投票区別投票率



小郡市の各種選挙任期満了日一覧表

選挙の名称	前回選挙期日	任期満了日
小郡市長選挙	平成17年 4月24日	平成21年 5月14日
農業委員会委員一般選挙	平成18年 7月 9日	平成21年 7月14日
衆議院議員総選挙	平成17年 9月11日	平成21年 9月10日
小郡土地改良区総代総選挙	平成18年 3月13日	平成22年 3月12日
小郡市議会議員一般選挙	平成18年 4月23日	平成22年 5月13日
参議院議員通常選挙	平成16年 7月11日	平成22年 7月25日
	平成19年 7月29日	平成25年 7月28日

選挙に関する問い合わせ先：市選挙管理委員会（市役所北別館1階） ☎72-2111内線622